

【朝日新聞信用組合電子契約サービス】利用規程

朝日新聞信用組合電子契約サービス利用規程（以下「本規定」といいます）は、朝日新聞信用組合（以下「当組合」といいます）が提供する第1条所定のサービスをお客さまが利用する際に、お客さまと当組合との間で適用される条件を定めるものです。

第1条 本サービスの内容

朝日新聞信用組合電子契約サービス（以下「本サービス」といいます）とは、当組合が本サービスの利用を認めたお客さま（以下「契約者」といいます）が、パーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます）により当組合所定の本サービスにかかるシステム（以下「電子契約システム」といいます）を介して、当組合所定の取引（以下「対象取引」といいます）にかかる申込みを行うことができるサービスです。

第2条 本サービスの利用申込

(1)本サービスの利用を希望する場合は、本規定および関連規定の内容を承諾の上、当組合にお申し込みいただきます。なお、当組合にお客さまの携帯電話番号、電子メールアドレスが登録されていない場合は、当組合所定の「メールアドレス登録・変更届」（以下「届出書」といいます）により次の各号に定める事項を当組合に届け出ていただきます。

- ①電子契約システム上に表示された契約書等に電子署名をすることにより、当組合に対し契約の申込みをすることができる契約者の氏名
- ②当組合から本サービスの利用に関する通知（URL等）を受信する電子メールアドレス
- ③当組合から本サービスのログインに必要なワンタイムパスワード（以下「アクセスコード」といいます）を受信する携帯電話番号
- ④その他当組合所定の届出事項

(2)当組合は、本サービスの利用の申込みを承諾する場合は、届出されたメールアドレス宛に、本サービスのURLが記載されたメールを配信します。該当メールを受信した契約者は、届出された携帯電話番号宛に届くアクセスコードをログイン時に入力することにより本サービスの利用を開始できます。なお、当組合は、本サービスの利用の申込みを承諾しない場合がありますが、その理由については一切開示しません。また、当組合は本サービスの利用の申込みを承諾した場合であっても、対象取引等の申込みを承諾する義務を負いません。

(3)契約者は、当組合から受領したアクセスコードを他の者が知り得ないよう厳重に管理するものとし、アクセスコードの不正利用等について、当組合は一切の責任を負わないものとし、

(4) 契約者が提出する届出書の内容に記載漏れや誤り等の不備がある場合には、改めて届

出書の提出を要するものとします。この場合、当組合は、既に提出された記載に不備のある届出書を返送・廃棄等して処分することができるものとします。

(5) 契約者が提出した届出書に使用された印影を当組合が届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合は、契約者本人の意思により届け出たものとみなします。

第3条 本サービスの利用環境

(1) 契約者が使用する端末、ソフトウェアによっては、本サービスを利用することができない場合があります。契約者は、自らの責任と費用負担で、本サービスを利用するにあたり必要となる端末およびソフトウェア等の取得・設置・管理等を行うとともに、電話料金、専用回線使用料等、一切の費用を負担するものとし、当組合はこれらについて、一切の責任を負いません。

(2) 本サービスの利用時間は別途当組合が定めた時間内とします。なお、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部を利用することができない場合があります。

第4条 本人の意思に基づく取引

(1) 本サービスの利用にあたっては、端末からアクセスコードを正確に入力してください。当組合から契約者の携帯電話番号宛に通知したアクセスコードと契約者が使用する端末から入力されたアクセスコードが一致した場合、当該端末による本サービスの利用は、契約者の意思によるものとみなします。

(2) 本サービスの利用方法については、本規定に定めるほか、当組合所定のマニュアル等に定めるものとします。

第5条 電子契約の手続

(1) 本サービスを利用して申し込んでいただく取引の内容等については、原則として当組合が契約者と事前に協議した内容に従って、電子契約システム上に入力するものとします。但し、一部の取引については、契約者ご自身で取引の内容を電子契約システム上に入力していただきます。

(2) 契約者は、前項により電子契約システム上に入力された内容に誤りがないことを確認したうえで、所定の方法で電子署名を付すことにより、当組合に対して当該契約の申込みをします。

(3) 当組合は、前2項の申込みを承諾することができる判断した場合には、前項の申込みに対する承認の手続を行います。かかる承認の手続が行われた申込みについては、電子契約システム上で当組合所定の期限まで閲覧することができます。

(4) 本サービスを利用して申し込んでいただいた取引にかかる契約は、当組合が、契約の締

結に必要な事務処理を全て完了した時点で成立するものとします。

(5)契約者と当組合との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当組合が保存する電磁的記録等の記録内容を正しいものとみなします。

(6)契約に訂正、取下げ、取消などが発生した場合は、所定の手続に従うものとします。

第6条 セキュリティー対策

契約者は、端末へのセキュリティーソフトの導入等のセキュリティー対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。

第7条 免責事項

(1)本サービスを利用したこと、または次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能・取扱の遅延等により生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

①天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき

②当組合が安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等に障害が生じたとき

③電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、回線の不通もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏洩、通信業者のシステム障害等が生じたとき

④技術上もしくは運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要があると当組合が判断した場合

⑤その他、当組合の責めに帰すべからざる事由

(2) 当組合が、アクセスコードの一致を確認し取扱いをした場合は、アクセスコードにつき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

(3) 契約者が提出した書面等に使用された印影を当組合が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当組合は一切の責任を負いません。

(4)法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます）、当組合は契約者の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当組合は一切の責任を負いません。

(5)本サービスを利用したことによる損害は当組合に重大な過失がある場合を除き契約者が一切の責任を負うものとします。なお、当組合に重大な過失がある場合の損害賠償責任

は、契約者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

第8条 届出事項の変更等

- (1)届出事項を変更する場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は直ちに当組合所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。
- (2)届出事項の変更は、当組合所定の方法により届け出ない限り、その効力を生じないものとします。

第9条 届出連絡先への通知

- (1)当組合は契約者に対し、利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当組合所定の方法により予め当組合に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。
- (2)当組合が前項に基づく連絡先に通知、照会または確認を発信もしくは発送した場合には、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第10条 利用の停止等

- (1)契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当組合はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

- ①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始その他今後施行される倒産処理に関する法令に基づく倒産開始手続開始の申し立てがあった場合
- ②契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
- ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ④前3号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合
- ⑤解散その他営業活動を休止した場合
- ⑥本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
- ⑦契約者が不正な取引を行ったときと当行が判断した場合
- ⑧契約者が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合
- ⑨本規定その他契約者が当行との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
- ⑩前号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じたとき

き

(2)契約者に前項各号の事由が一つでも生じたときは、当組合はいつでも本サービスの利用を停止することができるものとします。この場合、契約者への通知の到達のいかんにかかわらず、当組合が停止の通知を契約者が予め届け出た住所またはメールアドレスへ発信したときに、本サービスの利用契約は停止されたものとします。

(3)本条の規定に基づき本サービス利用が停止された場合、これにより生じた損害について、当組合は一切の責任を負いません。

第11条 反社会的勢力の排除

契約者は、次の(1)の各号いずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当組合は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当組合に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

(1)契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第12条 海外からの利用について

契約者は、本サービスを海外から利用する場合は、当該外国の法律、制度、または通信事情につき契約者自身の責任で事前に確認するものとします。外国の法律、制度または通信事情等により契約者が本サービスを利用したことまたは利用することができなかったことに伴い損害が生じたとしても、当組合は一切の責任を負いません。

第13条 サービスの変更・停止・廃止

当組合は、当組合の都合により本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止もしくは廃止することができます。この場合、契約者は当組合に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止または廃止によって生じた損害について、当組合に対する賠償請求は行わないものとします。

第14条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当組合所定の各関連規定により取り扱います。なお、本規定において定義のない用語で、上記各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

第15条 規定の変更等

(1)本規定の各条項その他の条件は、民法の規定により、本サービスの内容変更その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容をホームページ掲載にて公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、契約者の同意の有無にかかわらず、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第16条 権利・義務の譲渡・質入の禁止

契約者は、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

第17条 秘密保持

契約者は、本規定に別に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当組合の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第18条 有効期間

本規定の有効期間は本サービスの利用開始日から14日間とします。なお、当組合から通知する電子契約締結書面のダウンロードURLの有効期間は通知日から最長14日間となります。

第19条 準拠法と管轄

本規定および本規定に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して紛争が生じた場合には、当組合の本店の所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

朝日新聞信用組合

令和6年 1月17日 制定